

	及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
暗号特例告示	輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達 (えきむつうたつ)	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
キャッチオール規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について。
包括許可要領	包括許可取扱要領

◆本書でよく使われる用語

客観要件	核兵器等開発等省令 の第一号から第三号又は 核兵器等開発等告示 の第一号から第三号にあげられている要件のことを指し、 用途要件と需要者要件 からなる。 通常兵器開発等省令、通常兵器開発等告示 は、客観要件のうちの 用途要件 のみ。
インフォーム要件	輸出する貨物又は提供する技術が、核兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあると経済産業大臣が判断した場合、輸出者に対して、許可申請の必要がある旨の通知をすること。 ①大量破壊兵器キャッチオール規制に関する場合（輸出令第4条第1項第三号ロ、第四号ロ及び貿易外省令第9条第2項第七号ロ、第八号ロ）と②通常兵器キャッチオール規制に関する場合（輸出令第4条第1項第三号ニ、第四号ニ及び貿易外省令第9条第2項第七号ニ、第八号ニ）の2つがある。
用途要件	核兵器等開発等省令 の第一号、 核兵器等開発等告示 の第一号又は 通常兵器開発等省令、通常兵器

削除: 大量破壊兵器

削除: 大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について

削除: 通常兵器通達

... [1]

削除: 包括許可運用

... [2]

	器開発等告示 のこと。
需要者要件	核兵器等開発等省令 の第二号、第三号又は 核兵器等開発等告示 の第二号、第三号のこと。
外国ユーザーリスト	文書等告示第二号又は核兵器等開発等告示の別表の第二号に規定されている「経済産業省が作成した文書等」。取引に当たって慎重な対応が求められる外国企業・組織のリスト。
ホワイト国	輸出令別表第3の地域 をいう。国際的な輸出管理レジームすべてに参加し、その合意に基づいて、国内法の整備を行い、かつ、大量破壊兵器キャッチオール規制を実施しているアメリカ合衆国や英国など計26カ国をいう。
国連武器禁輸国・地域	輸出令別表第3の2の地域 をいう。アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、 <u>リビア</u> 、北朝鮮、ソマリア、スーダンの11カ国をいう。
武器輸出三原則	我が国が独自に行っている武器の輸出に関する規制で、その内容は、「武器及びその部分品等の輸出について」に示されている。
輸出管理内部規程	輸出管理に関する外為法等の法令を遵守し、法令違反を未然に防止するため、取引審査等の一連の業務を規定した内部規程のことをいい、コンプライアンス・プログラム（CP）ともいう。
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。 平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達が出され、企業における輸出管理の徹底を求めている。

削除: シエラレオネ、

リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1（外為令別表）の1から15の項で規制されている貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。専ら機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
明らかガイドライン	核兵器等開発等省令第二号、第三号のかっこ書（輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなとき）又は核兵器等開発等告示の第二号、第三号にあたるかを判断するために、 <u>「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の1の（6）で「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」として定められている判断基準。</u>
懸念貨物例・貨物例	<u>「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の1の（3）で規定されている。リスト規制に該当しない貨物の中で、特に大量破壊兵器の開発等</u> <u>に使用されるおそれの強い貨物として40品目が規定され、用途・需要者の確認を慎重に行う必要がある。</u>

削除：『

削除：』

削除：経済産業省が公表しているガイドライン

削除：「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」という通達をいう

削除：規制対象品以外の

削除：ある